

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第千百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市安岐町塩屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第79号から40度8分1,244メートルの点 ロ 基点第79号から67度38分1,570メートルの点 ハ 基点第79号から107度56分1,511メートルの点 ニ 基点第79号から91度53分618メートルの点	北緯 33-27-24 東経 131-43-37 北緯 33-27-13 東経 131-44-02 北緯 33-26-38 東経 131-44-02 北緯 33-26-52 東経 131-43-30	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市安岐町	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	区第千百十号
区第四千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第204号から135度8分288メートルの点 ロ 基点第204号から103度40分380メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上300メートルの点 ニ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上100メートルの点	北緯 32-47-09 東経 131-52-31 北緯 32-47-13 東経 131-52-38 北緯 32-46-48 東経 131-52-52 北緯 32-46-46 東経 131-52-44	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火	佐伯市蒲江大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	区第四千六百三十二号
					基点第 79 号 国東市と杵築市との境界						
					基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識						
					基点第 205 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦青磯きよむの鼻の先端の標識						
					基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦2番地7(田尾の下)の標識						

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千三百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江彦 島の地先	イ、基点第1305号、ロ、及び基点第149号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	イ 基点第1306号から基点第1305号見通し線と佐伯市大字護江彦島の西側最大高潮時海岸線との交点	北緯 33-00-43 東経 131-54-29	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字護江、大字狩生及び大字二栄	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						基点第 1305 号 佐伯市大字護江彦島西側の標識	北緯 33-00-39 東経 131-54-25				
						ロ 基点第149号から基点第1307号見通し線上180メートルの点	北緯 33-00-21 東経 131-54-34				
						基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端	北緯 33-00-23 東経 131-54-40				
						基点第 1306 号 佐伯市大字護江護江漁港の西側突堤の根基					
基点第 1307 号 佐伯市大字護江護江漁港の南側護岸の末端											
区第四千六百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	基点第1258号、イ、ロ及び基点第1304号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦大ヨケ鼻突端の標識	北緯 32-47-06 東経 131-52-49	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦、野々河内浦、丸市尾浦、葛原浦、波当津浦	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1258号から274度2分117.2メートル	北緯 32-47-06 東経 131-52-53				
						基点第 1304 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦オツルミズの標識	北緯 32-46-42 東経 131-53-11				
						ロ 基点第1304号から245度3分220メートルの点	北緯 32-46-38 東経 131-53-03				
区第四千六百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第213号から15度18分596メートルの点	北緯 32-47-43 東経 131-53-15	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦、野々河内浦、丸市尾浦、葛原浦、波当津浦	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第213号から27度35分648メートルの点	北緯 32-47-42 東経 131-53-20				
						ハ 基点第213号から42度9分401メートルの点	北緯 32-47-34 東経 131-53-19				
						ニ 基点第213号から22度58分323メートルの点	北緯 32-47-34 東経 131-53-14				
						基点第 213 号 佐伯市蒲江大字森崎浦越田尾旧防波堤の突端の標識					

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業 (新規)	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によつ て囲まれた区域	イ 基点第204号から基点 第841号見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第204号から基点 第841号見通し線上300 メートルの点 ハ 基点第204号から103度 40分380メートルの点 ニ 基点第204号から135度 8分288メートルの点 基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の	北緯 32-47-09 東経 131-52-31 北緯 32-47-13 東経 131-52-38 北緯 32-47-05 東経 131-52-42 北緯 32-47-01 東経 131-52-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦	令和6年 10月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第四千六百九十号

*角度の表示はすべて真方位とする。